

官製談合等の防止に向けた取組一覧表（プラクティス集）

1 職員が入札談合に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定の整備に関する取組

(1) 発注・契約コンプライアンスマニュアルの作成、周知、見直し等の取組

作成	部局ごとに発注頻度が異なることから、部局ごとに契約事務に関するマニュアルを作成している。 要綱で定めている内容を各職員向けに分かりやすくするため、手引きを作成した。	都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市
周知	年度初めに実施する入札事務初任者向け研修において、マニュアルを周知している。 マニュアルには、当庁の過去の違反事件の概要を記載し、研修の場で過去の違反事件を含めた注意喚起をしている。 共有イントラネット上で見られる場所に掲載するとともに、定期的に幹部等が通知する欄記保持の徹底を併せてマニュアルを周知するなどを繰り返し行うことで、マニュアルの浸透を図っている。	人口5万人未満の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 国の機関（地方支分部局）
内容	管内の地方公共団体における不祥事への対応状況について、当該地方公共団体が公表している調査報告書や報道等から入手できた情報を、当庁のマニュアルに反映している。 マニュアル中において、従前発生した懲戒事例を整理し、掲載している。 発注者欄記保持マニュアルを定め、定期的に改定している。改定時には他発注機関の事例を参考に、事業者との接し方に関するQ&Aを追加した。 本庁管内の他の地方支分部局で整備されているマニュアルを参考に見直しを行った。 入札契約事務に関するコンプライアンスを強化するため、アグシヨンプランを策定し、現在の実施状況と検証を行った後次年度以降の計画を策定するというPDCAサイクルに沿った取組を行っている。 見直しの頻度は定めていないが、新規採用職員向けの研修を行うに当たって、年に1度は見直しを行っている。 マニュアルの改訂については、外部有識者で構成する委員会を活用し、意見を頂いている。 公正な競争入札に係る審議の手順を分かりやすく記載する、守秘義務に係る規定を追加する等、内容が陳腐化しないように定期的に見直しを行っている。 マニュアルは、違反事件を受け、スピードを重視して作成したため、その後内容に不足があると思われる規定は随時見直しを行っている。	都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体 国の機関（地方支分部局） 都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体 国の機関（地方支分部局） 都道府県又は指定都市 人口5万人未満の地方公共団体 国の機関（地方支分部局） 都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体 政府出資法人
全般	過去、当庁の懲戒処分件数が例年より多かったことを踏まえ、従前発生した懲戒事例を整理している。 コンプライアンスマニュアルについては子チェックシート等を作成し遵守状況を把握する取組も行っている。	都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体

(2) コンプライアンスマニュアルの作成等に関する取組

(3) 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定の整備に関する取組

規定の策定	予定価格等の秘密情報については、当庁の内規で定義しており、別途内都マニユアルで保管方法を定めている。 秘密情報の規程については、「発注業務に係る職員の心得」において規定している。 公共工事に係る職員における入札情報マニユアルに入札等に係る秘密情報と管理方法を規定している。	都道府県又は指定都市 中核市又は人口20万人以上の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 国の機関（地方支分部局）
規定の周知	コンプライアンス研修の中で秘密情報の説明を行っている。 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報について規定はないが、秘密情報の管理方法については明確に規定している。予定価格を記載した予定価格調書は封緘して鍵のかかる金庫で保管している。 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を取り扱う場合は、決裁範囲を最小限としているほか、情報管理規定においてもアクセス制限を定めている。	国の機関（本府省庁等）等 国の機関（本府省庁等） 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 国の機関（本府省庁等） 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 人口5万人未満の地方公共団体
管理方法	入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報を取り扱う決裁を行う際、決裁用資料一式を封筒に入れて上で封印し、開封した場合はその日時や氏名を記入している。 データベース上、ダミーコードを用いて、秘密情報に係る部分（予定価格や指名業者）を担当者以外には見えないようにしている。 どのような項目を秘密情報とするのか、項目ごとの秘密とする期限、期限を設けず非公開の扱いとするもの等を規定している。	都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市 人口5万人未満の地方公共団体
管理方法の周知	入札等に係る秘密として扱うべき情報の管理規定は共有のイントラネット上で周知しているほか、例年実施している研修において情報管理の徹底について説明を行っている。この研修資料についてもイントラネットに掲載していつでも見ることができている。 過去、入札談合等関与行為防止法等の違反事件を受けて設置した第三者委員会からの意見員申に基づき、入札等に係る秘密として扱うべき情報は手元に置かないように周知徹底している。	都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体

(4) 事業者等の外部からの働きかけに対する報告に係る取組

報告等	事業者等の外部からの働きかけへの対応方法に関するマニュアルを作成し、マニュアル中に秘密情報等について不正に入手する働きかけ行為があった場合の適切な事務処理方法をフロー図で示している。 職員は不当な働きかけを受けると認められる場合、報告書をもって所属長等に報告し、要綱で定めた内部の臨時的な委員会に報告することとしている。 具体的に事業者等の外部から働きかけがあれば当庁のHPに公表する旨規定している。 コンプライアンス研修時に幹部職員から外部からの働きかけの対応の紹介を行っている。	都道府県又は指定都市 人口5万人以上の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体 人口5万人未満の地方公共団体
-----	--	--

(5) 事業者等の外部との接触に関する留意すべき事項の規定の整備に係る取組

当庁のマニュアルにおいて、事業者等との外部と接触する際の心構えや身体的事例、禁止事項を記載している。	人口5万人未満の地方公共団体
心得において規定を定めており、事業者等と面談する際は常に2名以上で対応することとしているほか、私用携帯やSNSを業務に利用することを禁止している。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
SNSから情報漏えいするケースについて注意喚起を行っている。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
倫理規定に外部との接触に係る規程を定めている。	都道府県又は指定都市
倫理規定において、利害関係者と飲食をしてはならない場合の規定を設けている。	都道府県又は指定都市
当庁は人口規模が小さい自治体であるため、発注機関職員と受注事業者（利害関係人）が自治会や消防団で顔を合わせるなど、公私を完全に分けることが困難である。そのため、マニュアルには公私の分離が困難な場面における留意事項を盛り込んでいる。	人口5万人未満の地方公共団体
【記載例】 ・ 不当な要求を受けた場合は組織として毅然と対応する ・ （事業者との不適切な関係の構築等を防止するため）事業者との業務のやりとりを職員個人の携帯電話で行うことを禁止する	
チェックリストを用いて確認している。	国の機関（本府省庁等）等
全職員を対象にeラーニングで確認している。	国の機関（地方支部局）
内部監査で確認している。	国の機関（地方支部局）

(6) 懲戒規定の整備に係る取組

懲戒処分指針において、処分の対象となる非遵行為の一つとして、入札試合等への関与行為を規定している。処分量定は「免職又は停職」としている。	人口5万人以上の地方公共団体
--	----------------

2 職員を入札試合等に関与させないための発注機関の体制面の整備に係る取組

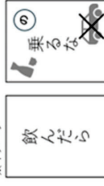
(1) 発注・契約担当職員の人事上の配慮の実施に係る取組 調達関係の業務を行う職員は原則3年で異動としており、仮に3年を超えて配属する場合、特定部署に理由を付して報告する必要がある。長く同一部署にいと、業者との距離が近くなってしまふことや人的なミスが隠されてしまうということを考慮し、人事異動を行うことは必要であると認識している。	国の機関（本府省庁等） 中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
水河期世代の人員が少ないため人事配置は容易ではないものの、中途採用等で人材を補充しつつ人事異動を実施している状況である。	国の機関（地方支部局）
入札談合等関与行為防止法等の違反事件の当時、違反者は何度も同一地区に配置されていたことにより、事業者と距離が近くなっていったため、人事配置のローテーションを見直した。	都道府県又は指定都市
(2) 発注担当部署と契約担当部署の組織上の分離の実施に係る取組 組織上の 分離 同一課内における 分離	国の機関（地方支部局） 都道府県又は指定都市
発注担当部署と契約担当部署は案件により分離している。例えば、当庁では公共工事の案件は分離しているが、一般的な物品の購入は同一課内で行っている。ただし、同一課内であっても担当者は分離している。	
特定の場合において課単位で発注担当と契約担当は分離していないが、技術職の担当が設計事務方が入札契約を行うという形で、担当により分離している。	都道府県又は指定都市
(3) コンプライアンス担当部署の設置に係る取組 コンプライアンス専門部署の所掌事務は庁内ハラスメント、予算等の使用不正その他コンプライアンスである。コンプライアンス推進のための注意喚起として、毎月1回、ハラスメント防止のためのニュース等、コンプライアンスに関する情報を職員宛てにメールで発信している。	政府出資法人 中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
過去、職員の不正が顕著していた時期があったため、内部統制を目的としてコンプライアンス専門部署を設置した。	
(4) 発注・契約に関するコンプライアンス監査の取組 調達業務の実態の把握と現状における問題点の改善を一つの目的として監査を実施している。監査項目は、例えば、官製談合等を防止するための職員教育を実施しているか、入札談合・官製談合の未然防止に向けたポスターを掲示しているか、契約書に入札談合防止に係る記載がされているかなどがある。	国の機関（本府省庁等）
会計監査の一環として、内規で定めた監査項目（各委員会の開催状況、外部との打合せスペースの確保等）を実施しているか確認している。監査結果及び改善状況は特定の内部委員会へ報告している。また、監査指摘事項は職員の共有イントラネットに掲載し、全職員が確認できるようにしている。	国の機関（本府省庁等）
監査結果は本府省庁等に集約され、各地方支部局に情報共有が行われ、指摘があった事項等については適宜、適性化を図っている。	国の機関（地方支部局）
特定課室内に設置した業務指導チームが出先機関を見回り、内規等に基づいた業務を実施しているか確認している。また、チェックシート等により職員自ら、自身のコンプライアンスを確認させる取組を行っている。	都道府県又は指定都市

3 コンプライアンス意識の向上のための周知啓発に係る取組

(1) 入札談合等関与行為防止法の研修の実施に係る取組

過去、当庁職員の入札談合等関与行為防止法等の違反等事件での逮捕日を「コンプライアンス確認の日」として、毎年全職員を対象としてコンプライアンス研修を実施している。研修テーマはコンプライアンス全般で、具体的な内容は毎年変更されている。研修冒頭、特別職からの挨拶として当時の事件を振り返りながら再発防止を促すなどのメッセージも発信している。首長のほか、特別職も受講対象としている。

毎年12月を職場風土改善月間とし、不祥事防止ハンドブックを使用して研修を行っている。また、かるた形式（例：「飲んだらカード」「乗るな」カード）でも普及啓発を行っている。



都道府県又は指定都市

調達担当部署の所属長を集めて役員も参加する説明会を毎年開催している。役員が過去の入札談合等関与行為防止法違反事例を紹介しつつ、再発防止策や入札ルールを説明する。また、幹部以外の職員に対する研修も、再発防止を目的として年2回実施し、契約課担当者が基本的なルールを説明している。その他、先向きの研修もある。研修においては、入札談合等関与行為防止法の知識が不十分であるために意図せず談合につながる行為を行うことがないよう、してはならない行為、すべき行為を説明している。

研修内容

政府出資法人

(7) 発注担当者以外が仕様書等を確認する取組等

予定価格に応じ、指名業者の審査を行うための委員会を開催し、発注担当以外の職員3名以上で仕様書等の確認を行う審査を行っている。特定の事業者のみが受注できるような仕様書等になっていないかなど、競争性の確保の観点から審査を行う委員会を開催している。

担当者間で仕様書の確認を行っていることに加え、建設工事及び物品の発注に関してそれぞれ業者選定審査会を設置し、仕様書の内容等の審査を行っている。まず発注担当で仕様書の確認を行っているか形式面からの確認で確認を行っている。今後はよりデータを取り込み内容についても確認できるように取組を考えている。

確認する内容や方法

中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
人口5万人未満の地方公共団体
政府出資法人

監査委員は外部の有識者が務め、ヒアリングを通じて書類の確認を行っている。全ての契約案件を確認しているのではなく、契約金額等により監査対象を選出している。

(5) 国の機関（本府省庁等）から国の機関（地方支分部局）への周知に係る取組

年1回程度の頻度で各地方支分部局が開催している発注の締結保持を目的とした委員会等が問題なく開催されているかを確認している。当該委員会の議事録により各地方支分部局における取組内容を把握しているが、実際の取組内容について本府省庁等から指示を行っているわけではない。

周知方法

(6) 国の機関（地方支分部局）の独自の取組等

発注者締結保持のための委員会を設置し、取組内容について毎年振り返りながら次年度の計画を立てている。取組状況については毎年定期的に検証を行い、その結果を踏まえて改善を図るなど、PDCAサイクルに基づく運用を行っている。

当庁におけるコンプライアンス業務の担当職員とそれ以外の職員との間で年2回意見交換会を実施している。かかる意見交換会では不当な働きかけを受けた場合の対応や行動基準等が記載された名刺サイズの携帯カードを配布している。コンプライアンス推進だけでなく、職員間のコミュニケーションの場にもなっている。

取組内容

都道府県又は指定都市
国の機関（本府省庁等）

中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
人口5万人未満の地方公共団体
政府出資法人

政府出資法人

受講対象

人口5万人未満の地方公共団体

都道府県又は指定都市

講師

人口5万人以上の地方公共団体

都道府県又は指定都市

その他

都道府県又は指定都市

(2) 幹部職員等からのメッセージの発信に係る取組

機関の長による発信	機関の長が、官製談合等の事件が発生した際、臨時庁議でメッセージを発信した。この内容は掲示板でも共有している。	都道府県又は指定都市
機関の長以外の特別職による発信	副機関長が、綱紀粛正の観点から、入札に限らず、日々の業務を進めていく中で気を付けるべき点等につき、メッセージを出すことがある。 副機関長が、年に2回、綱紀保持に関する文書を発出し、掲示板に掲載している。内容は入札の透明性の確保を行うこと、飲酒運転を行わないこと等であり、所属長から課員に対し、口頭で伝えるとともに、回覧等を行っている。	人口5万人未満の地方公共団体 都道府県又は指定都市
局長級、部長級、室長・課長級の職員による発信	局長が、年度当初に開催する発注者綱紀保持委員会（各地方支分部局に設置）において、発注者の綱紀違反に触れることのないよう各委員（主幹課長）に指示を出し、各委員経由で一般職員に共有している。 総務部長が、年1回実施するコンプラ研修（職員全員）において、メッセージを発信している。	国の機関（地方支分部局） 人口5万人未満の地方公共団体 都道府県又は指定都市
その他	課長が、平成15年頃から毎年1月に、談合を含めて契約に関する法律に抵触する行為をしないよう注意喚起する通知を發出している。 年に1度、12月頃に首長らで構成される会議の中で、綱紀肅正を呼び掛ける場があり、官製談合等防止を含め、服務規律に関するメッセージを発信している。	中核市又は人口20万人以上の地方公共団体

4 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

(1) 退職者が入札参加者等に再就職しているかを把握する取組	把握方法 倫理規定において、常勤職員が退職後、営利企業に再就職する場合、発注機関に届出をすることを定めている。 退職者には、再就職後速やかに再就職先届出書を提出してもらい、再就職先、再就職した日付、業務内容、役職を把握している。退職予定者に再就職先届出書の書類を渡す際に、働きかけの規制等の周知文書を併せて配布している。 課長級以上の職員に対し、再就職先、役職、業務内容を確認し、総務部長が承認している。	政府出資法人 人口5万人以上20万人未満の地方公共団体 都道府県又は指定都市
把握内容	役職にかかわらず、退職者全員に対し、退職金を支給する際に再就職する日、再就職先を確認している。なお、確認する範囲は退職時点のものであり、それ以降は把握していない。退職者は毎年数名であり、届け出ではなく口頭で確認している。 管理監督者の役職にあった職員については、再就職時に届出を出すことを求めており、把握した内容は毎年当庁のホームページで公表している。退職に当たっての注意喚起は、退職予定の全職員に対して、通知文とチラシを交付することによって行っており、通知文等には退職後2年間の届出義務付け、働きかけの禁止を記載している。 課長級以上の職員に対し、書面にて再就職先を報告させているほか、3年間は関連する業務に従事させないようしており、再就職先が利害関係者に該当するかなどを確認している。また、退職者への案内や留意事項は適当なタイミングでパンフレット等を配布し周知している。	都道府県又は指定都市 都道府県又は指定都市
把握時・後の対応	再就職先が決定した場合には再就職先、役職を報告させ、再就職先が利害関係にあるかなどの業務内容の確認しており、事前に説明会の場で届出の必要があること、在籍期間に把握した情報等を外部に漏えいすることの必要がないようなどを案内している。なお、再就職先において役員となった元職員の情報を公表している。	政府出資法人 都道府県又は指定都市

(2) 発注関係事務を委託する外部委託先への取組

把握内容	仕様書や業務計画書において遵守すべき事項等を明記している。 工事の発注に必要な設計書の積算業務を外注しており、委託先に対して秘密として管理すべき情報を遵守するよう求めている。 発注業務の外部委託について再委託する際には、当庁の承認を得ないで再委託できない規定としている。契約書中、秘密情報の管理を徹底するように記載しているところ、再委託先にも委託業者と同じような規程で管理させている。 当庁の発注者綱紀マニュアルに発注事務における綱紀保持事項を記載しており、委託契約書の中に、秘密の保持として「乙（受託者）は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない」と規定し、さらに、入札談合等の契約違反があった場合の損害賠償や契約解除等の規定についても設けている。個人情報取扱の取扱いが多い業務には、「個人情報取扱基準」を追加で設けることで漏えい防止に努めている。	国の機関（地方支分部局） 都道府県又は指定都市 中核市又は人口20万人以上の地方公共団体
------	--	--

(3) 公益通報窓口の設置状況等

本府省庁等で整備している公益通報窓口とは別に、当局では相談対応も受け付けている外部窓口を設置している。
当庁内の総務課に公益通報窓口を設置しており、内部のほか、外部からの通報にも対応している。
当庁内の人事課及び弁護士事務所に公益通報窓口を設置している。

設置場所

過去、当庁では入札合等関与行為防止法等の違反等事件が認定されたことがある。当時、不正事案を誰にも相談できないことが違反要因の一つであった。事件以降は、より職員が相談しやすくなるために公益通報の窓口を人事課長から総務部長に変更したほか、当庁内の弁護士資格を持つ職員たちからも通報可にもした。通報先の変更は知事からのメッセージでも広く周知もしている。なお、通報に該当するか否かの事前相談も受け付けている。

受付内容 当庁内に公益通報窓口を設置しており、通報だけでなく、相談も含めて対応している。

受付方法 通報については、電話、メール等でも受け付けている。なお、通報者が非通知設定することによって通報を受け入れないということはない。

周知方法 公益通報窓口は当庁内の総務課に設置し、官製総合防止マニュアルに記載して周知している。

受付後の対応 内部からの通報については、当庁内の企画調整課が窓口となっている。通報後は、内容に応じて審議をし、内容が真実の場合は是正措置の通知を出すほか、必要に応じて処分を行うこととしている。

(4) 職員の入札合等関与行為防止違反等に関する情報を収集する取組

窓口を外部弁護士に設定し、情報収集を行っている。
定期的に、当庁から特定の団体にヒアリングを行い、情報を収集することもある。
発注種別（物品、役務・建設工事）に総合窓口を設け、当庁のHPに案内している。

(5) 入札結果の情報を集約するなどの取組の実施状況

過去の入札結果等の内訳書等を特定の部局に集約し、過去の応札状況も踏まえて分析している。
第三者委員会（入札監視委員会）等と連携し、不自然な状況結果を報告し、審議している。
落札率が著しく高い場合や工事費の内訳書等から不自然な状況が見られた場合には事業者に対してヒアリングを行い、情報収集を実施している。
職員だけで分析等を行うのではなく、外部弁護士に委託し、毎月、入札状況の確認、報告を行っている。

(6) 入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置状況等

近隣に所在する複数の発注機関と共同で設置している。
公共工事だけではなく、物品の調達や業務委託契約についても審議の対象としている。一般競争入札だけではなく、指名競争入札、随意契約からも案件を抽出している。
入札結果を確認し不自然な状況を発見した場合、第三者委員会に報告の上審議している。

審議事項

審議対象案件のリストには、入札方式、随意契約の有無、予定価格、最低制限価格、落札率、落札率、最低制限価格と比較した入札額、落札業者名、落札事業者のランク、入札参加者数、失格者数、指名業者数、辞退者数等の項目を入れている。また、備考として公正取引委員会や警察に通報したかなどを記載し、担当課において入札結果に疑義があるかと判断した案件については当該案件に関連する過去2、3年間の案件についての情報を記載している。

入札監視委員会の提言を年度末に全庁に周知している。過去、入札する際は施工条件を分かりやすくする、発注時期について年間を通じて平準化しより多くの業者が参加できるように発注を行うなどの提言を踏まえ、改善を行ってきた。

第三者委員会からの指摘を受け制度の改正等を行った。
最近の主な議題は、入札不調にどのように対応していくかが課題であり、いかに事業者に入札に参加を促すことができるかの議論をしている。

1 消費者庁「内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置に関するQ&A Q10」(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnership/whistleblower_protection_system/faq_007faq10)に次の記載がある。
「人事部門に内部公益通報受付窓口を設置することが妨げられるものではありませんが、人事部門に内部公益通報をすることを躊躇(ちゅうちょ)する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることに留意が必要です。」